

令和6年第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

令和6年9月27日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午後 2時42分

◎出席議員（12名）

1番	益 子 純 恵	2番	堀 江 清 一
3番	相 馬 正 典	4番	小 川 洋 一
5番	大 金 清	6番	小 川 正 典
7番	青 木 敏 久	8番	高 野 泉
9番	高 木 洋 一	10番	川 俣 義 雅
11番	渋 井 由 放	12番	中 山 五 男

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川 俣 純 子
副組合長	福 島 泰 夫
代表監査委員	瀧 田 晴 夫
事務局長兼会計管理者兼管理課長	小 口 正 一
病院長	宮 澤 保 春
消防長	川 俣 寿 行
消防本部次長兼総務課長	加 藤 勇 隆
病院事務長兼医事課長	梅 山 裕 隆
総務課長兼会計室長	小野里 広 美
病院総務課長	津久井 友 江
次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長	大 谷 光 幸
消防本部予防消防課長	佐 藤 栄 一

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	小 口 正 一
議事係長	堀 江 辰 徳
書記	齋 藤 晋太郎
書記	和 田 敦 子

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 (報告第 1 号) 令和 5 年度資金不足比率の報告について (組合長提出)

日程第 4 (議案第 1 号) 専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度南那須
地区広域行政事務組合一般会計補正予算 (第 2 号) の承認について)
(組合長提出)

日程第 5 (議案第 2 号) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について (組合長提出)

日程第 6 (議案第 3 号) 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条
例の全部改正について (組合長提出)

日程第 7 (議案第 4 号) 令和 6 年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算
(第 3 号) の議決について (組合長提出)

日程第 8 (議案第 5 号) 令和 6 年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正
予算 (第 1 号) の議決について (組合長提出)

日程第 9 (認定第 1 号) 令和 5 年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出
決算の認定について (組合長提出)

日程第 10 (認定第 2 号) 令和 5 年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の
認定について (組合長提出)

日程第 11 (発議第 1 号) 南那須地区広域行政事務組合議会の個人情報保護に関
する条例の一部改正について (議員提出)

日程第 12 議員の派遣について

日程第 13 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○議長（中山五男） おはようございます。秋の季節が後ればせながら訪れまして、皆様方には生氣を取り戻されたことと存じます。その中で、本日の定例会にご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

ただいま、出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日は令和5年度一般会計及び病院会計決算についての監査を行うため、瀧田晴夫代表監査委員に出席を求め、後ほど意見をいただくことになっておりますので、ご報告いたします。

ここで、議会開会にあたり、組合長の挨拶を求めます。

川俣組合長。

○組合長（川俣純子） おはようございます。令和6年第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議会議員各位ご出席を賜り、誠にありがとうございます。議会開会にあたりまして、当面の報告を兼ねて、一言ご挨拶を申し上げます。

1点目は、し尿処理施設整備基本計画についてであります。8月25日に、今後のし尿処理施設の進め方について住民説明会を開催しましたところ、約60名の住民の方々に参加をいただき、貴重なご意見を賜りました。また、那珂川町ケーブルテレビやユーチューブにて配信を行いまして、広くご理解いただけているところと思います。議員の皆様にもご参加いただき、ありがとうございます。

また、議員全員協議会においても説明させていただいたところですが、し尿処理施設は稼働から38年、基幹的設備改良工事から9年が経過しており、各設備機器及び躯体等の老朽化が進行しております。組合としましては、新設に向けて事業の推進を図るため、引き続き地域住民の理解促進に努める所存でありますので、議員各位のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

2点目は、那須南病院の訪問看護ステーションの設置でございます。国が進めております地域包括ケアシステムの基盤となる在宅復帰支援及び在宅医療の拡充を図るため、令和6年11月に訪問看護ステーションを設置し、12月には地域包括ケア病床を確保して、当地域における地域包括ケアシステム構築の一端を担える体制を整えてまいりますので、ご協力を

お願い申し上げます。

さて、本日の定例会であります。執行部から提出しますのは、報告 1 件、専決処分承認 1 件、条例改正 2 件、一般会計及び病院事業会計補正予算のほか、一般会計及び病院事業会計に係る令和 5 年度決算の認定でございます。

何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げ、議会の開会の挨拶といたします。

○議長（中山五男） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより、議事日程に基づき、議事に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（中山五男） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本件につきましては、会議規則第 118 条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、8 番 高野泉議員、9 番 高木洋一議員の 2 名を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（中山五男） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日に決定をいたしました。

◎日程第 3 （報告第 1 号）令和 5 年度資金不足比率の報告について

○議長（中山五男） 日程第3 （報告第1号）令和5年度資金不足比率の報告についてを議題といたします。

執行部の報告を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました報告第1号 令和5年度資金不足比率の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、地方公営企業法の一部適用とする病院事業会計について、令和5年度決算に基づく資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

当組合の令和5年度病院事業決算におきましては、令和4年度同様に、資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は表示されないものであります。

以上、ご報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中山五男） 組合長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 令和5年度資金不足比率の報告についてを終わります。

◎日程第4 （議案第1号）専決処分の承認を求めることについて（令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の承認について）

○議長（中山五男） 日程第4 （議案第1号）専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子）　ただいま上程となりました議案第1号　専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、令和6年度一般会計補正予算（第2号）を7月22日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ200万円増額いたしまして、予算総額を24億8,850万円とするものであります。

本件につきましては、南那須地区斎場において6月11日に発生した待合室空調の故障により、待合室3室のうち1室が使用できない状態になっていたことから、緊急に対応・更新する必要が生じたため、専決処分としたものであります。

歳入歳出について、主なものの説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして、前年度繰越金より繰越金として200万円を増額するものであります。

続いて、次に歳出についてですが、衛生費における斎場費で、工事請負費200万円を増額したものであります。

以上、何とぞ慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中山五男）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男）　討論はなしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第1号　専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 （議案第2号）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（中山五男） 日程第5 （議案第2号）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、組合条例に所要の改正を行うものであります。

地方公共団体が罰則の定めのある条例の制定等に関しては、法務省より、関係地方検察庁との連絡を密にし、その運用に支障が生じることのない適切妥当な規定が定められるよう配慮を願いたい旨が示されておりましたので、本組合の関係する条例の改廃等に関し、宇都宮地方検察庁と協議をした結果、特段の意見がない旨の文書を収受し、上程をいたすものであります。

本組合において罰則の定めがあり、一部改正を要する条例が複数ございますので、整理条例と位置づけて一括して提案するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 小野里総務課長。

○総務課長兼会計室長（小野里広美） では、議案第 2 号についてご説明申し上げます。

刑法等の一部改正ですが、刑法に定める刑のうち、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる懲役と刑事施設に拘置する禁錮を廃止し、これらに代わるものとして、拘禁刑を創設したことによる改正です。

拘禁刑とは、身体の一部を制限される自由刑の一つで、懲役刑と禁錮刑を統合される形で創設された新しい刑罰となります。

この改正を受けまして、地方公共団体が罰則の定めのある条例の制定に際しては、関係地方検察庁との連絡を密にし、その運用に支障を生ずることのない適切妥当な規定が定められるよう配慮願いたい旨が法務省より示されておりますので、令和 6 年 5 月に宇都宮地方検察庁と協議を開始し、7 月 16 日付の回答により特段の意見がない旨の文書を収受し、9 月議会に上程するものです。

本案による関係条例の整理に関する条例制定は、5 つの条例を改正する構成となっております。

まず、議案書 1 ページをご覧ください。第 1 条として、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第 10 条禁錮を廃止し拘禁刑へ改正。

続きまして、第 2 条、職員の給与に関する条例第 21 条の 2、第 21 条の 3 においても禁錮を廃止し、拘禁刑へ改正。

制定附則第 3 項第 2 号につきましては、条例番号の欠落に伴う改正です。

3 ページをご覧ください。第 3 条、行政不服審査会条例第 8 条において、条例に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定め、行政不服審査会の運営上に関し必要な事項は、審査会の会長が審査会に諮って定めるよう、役割の明確化を図ることを目的とした改正です。

第 9 条は懲役を廃止し、拘禁刑に改正。

第 4 条、個人情報の保護に関する法律施行条例制定附則第 3 条において組合個人情報保護条例を略称規定としておりますが、制定附則第 2 条において略称規定としたほうが解釈のそごがないため、改正するものです。制定附則第 3 条は、宇都宮地方検察庁と協議をし、その回答の中に、法制執務上、組合個人情報の保護に関する法律施行制定条例附則の表記中にこの条例とありますが、この条例を示している条例が旧条例を示すのか、組合個人情報の保護に関する法律施行条例そのものを指すのか、解釈に戸惑うところがある旨の指摘を受けたことにより、その解釈を明確化するための改正です。

また、第 6 項、第 7 項は懲役を廃止し拘禁刑に改正。制定附則第 3 条第 8 項は、宇都宮地

方検察庁との協議において、個人情報の保護に関する法律が、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により施行する前の個人情報と施行後の個人情報が、法施行前よりも法施行後の個人情報の範囲が狭まることにより、経過措置の規定が必要である旨の指摘があったことにより、改正を行うものです。

第5条、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条につきましては、懲役を廃止し、拘禁刑に改正。

続きまして、附則ですが、附則第1項は、本条例の施行日は改正法の施行期日と同様に、令和7年6月1日より施行とするものですが、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設したことに伴う所要の規定の整備以外の部分については、公布日を施行とするものです。

第2項は、条例施行前にした処罰は従前の例によるものとする経過措置、第3項は、罰則の適用等に関する経過措置、第4項は、人の資格に関する条例等の規定の適用については、この条例の施行後においては、拘禁刑に処せられた者だけでなく、懲役、禁錮又は刑法等一部改正法による改正前の刑法における拘留に処せられた者も、資格制限の対象とする経過措置、第5項は、職員の給与に関する条例第21条の3第1項及び第3項の規定の適用については、法及び法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす経過措置、第6項は、経過措置の中には、組合規則に規定を置くことが必要なものがあり得ると想定されることから組合規則へ委任するものです。

なお、条例改正に伴う詳細説明及び宇都宮地方検察庁からの検討結果については、補足資料として添付しております。

説明は以上です。

○議長（中山五男） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。まず、補足説明資料等もついているところではありますが、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中山五男） では、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 （議案第3号）南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の全部改正について

○議長（中山五男） 日程第6 （議案第3号）南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第3号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

日本は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しております。65歳以上の人口は、現在3,500万人を超えており、2042年、令和24年の約3,900万人でピークを迎えますが、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されております。

このような状況の中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年、令和7年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。国では、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を

推進しております。

そのため、当地域の地域包括ケアシステム構築の一環として、那須南病院に訪問看護ステーションを設置するため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

訪問看護ステーションは、この地域包括ケアシステムにおいて、医療依存度の高い高齢者の在宅生活を支え、医療と介護をつなぐ重要な役割を担っております。

詳細につきましては、病院総務課長から説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 津久井病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） ただいま上程となりました議案第3号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の制定について、説明させていただきます。

まず、病院事業に関する条例は、病院事業の設置等に関する条例及び那須南病院条例の2本ございますが、この2本の条例は、重複している部分や分かりにくい条文もあり、他自治体では1本の条例で運用しているところがほとんどでしたので、今回、訪問看護ステーションを設置するに当たり、那須南病院条例を廃止し、必要な条文は、設置等に関する条例に加えるなど精査を行い、設置等に関する条例の全部を改正するものであります。

内容的には全部改正ですが、法規上、条例の名称は制定となりますので、ご理解ください。

なお、説明ですが、現行条例のままの条文、また、那須南病院条例から移行した条文で文言の整理を加えた条文につきましては、説明を省略させていただき、新しく加えた条文及び改正した条文のみ説明させていただきます。

まず、第3条第5項、こちらは新しく追加した条文で、訪問看護を行うため、病院内に訪問看護ステーションを置く規定であります。

第1号、第2号は、各保険法に基づく訪問看護の種類を明記しております。

第4条の組織については、一部改正した条文で、第4号に医療福祉相談・医療連携室を加えたものです。平成18年に事務部内に医療福祉相談・医療連携室を設置し、運用していましたが、円滑な業務遂行のため、平成29年度に事務部から切り離し、独立させていました。条例の改正を失念していたため、今回改正を行うものであります。

なお、今回設置します訪問看護ステーションは、看護師の資格を持った者を管理者と定める必要がありますので、看護部の中の位置づけとしております。

第5条第1項第2号は、新しく加えた条文で、訪問看護ステーションを利用した際の使用料等の算定方法を明記しております。基本料金ですが、1割負担の方ですと、介護保険適用

で1回823円、医療保険適用の方は、月の初回は1,320円、2回目以降は810円となります。

次に、第3項において、算定基準がないものを別表で定めております。別表第1をご覧ください。こちらで自動車使用料の金額を改正しております。現行、昼夜間別料金になっていたり、2kmまで300円、1km増すごとに100円を加算するなど分かりづかったものを、分かりやすいように1回500円とするなど改正をしております。また、関係市町に居住する方で介護保険適用の訪問看護の場合は、徴収しないこととしております。

なお、自動車使用料以外の項目の金額の変更はありません。

条文に戻ります。第6条第1項第3号、こちらは新しく加えた条文で、訪問看護ステーションを利用した際の使用料の納期限を、利用月の翌月の末日までと定めたものであります。

次に、附則になります。第1条は、施行期日を令和6年11月1日としたものです。訪問看護ステーションの開設に当たっては、介護保険事業者として栃木県の指定を受ける必要がございます。栃木県の指定日が毎月1日付でありますので、これから指定申請を行いますので、設置日と指定許可日を合わせるため、11月1日としたものであります。

第2条、第3条は、本条例の制定に伴い、廃止する病院条例を引用している条例の一部改正であります。

第4条は、廃止規定であります。

なお、参考としまして、新旧条例の対照表を添付してございますので、ご覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第3号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の全部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の全部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 （議案第4号）令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決について

◎日程第8 （議案第5号）令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決について

○議長（中山五男） 日程第7 （議案第4号）令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。失礼しました。もう一つ、日程第8 （議案第5号）令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決について、以上2議案は関係がありますので、一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 一括上程となりました議案第4号及び議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第4号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ2,886万円を増額し、補正後の予算総額を25億1,736万円とするものであります。

本件につきましては、産休職員の代替としての11月に採用を予定している保健衛生センターの会計年度任用職員に係る報酬等及びB系焼却炉の定期改修工事により、経年劣化に起因し、緊急を要する修繕対応が必要となったことから、補正予算を計上するものであります。

まず、歳入については、6 款繰入金、1 項 2 目保健衛生センター施設整備基金繰入金として2,790万円を増額し、7 款繰越金、1 項 1 目繰越金として96万円を増額計上するものであります。

次に、歳出ですが、3 款衛生費、2 項 1 目清掃総務費で、会計年度任用職員の報酬等として96万円を増額し、3 款衛生費、2 項 3 目ごみ処理費で、B 系焼却炉の緊急修繕工事費として、ごみ処理施設定期改修工事に係る工事請負費変更契約のため2,790万円を増額し、計上するものであります。

続きまして、議案第 5 号でございますが、今回の補正予算につきましては、地下浄化槽沈殿槽の改修工事を行うため、必要な措置を講ずるもので、資本的収入及び支出をそれぞれ1,250万円増額するものであります。

なお、議案第 5 号の補正予算の詳細につきましては、病院総務課長から説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 津久井病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 議案第 5 号 令和 6 年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第 1 号）について説明させていただきます。

予算書 1 ページをお開きください。まず、第 2 条につきましては、業務の予定量の補正になります。主要な建設改良事業のうち、施設整備事業に浄化槽改修工事費1,250万円を増額し、7,400万9,000円とするものであります。

第 3 条につきましては、資本的収入及び支出の補正となります。本文括弧書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億2,230万5,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金 1 億2,183万1,000 円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出、それぞれ1,250万円を増額するものであります。

2 ページをお開きください。第 4 条につきましては、企業債の補正になります。浄化槽改修工事費の財源とするため、施設整備事業に1,250万円を増額し、7,110万円に改めるものであります。

3 ページから 5 ページには補正予算の説明書としまして、実施計画、キャッシュ・フロー計算書がございます。

6 ページが補正予算の明細書になります。平成 7 年に設置しました地下浄化槽の沈殿槽

において、減速機の主軸が破損し、沈殿槽底部から汚泥引き抜きが不能となりました。現在は、維持管理業務を委託している業者が定期的に汚泥引き抜き作業を行うことで対応しておりますが、このままですと、汚泥が腐食し浮上、次の槽へ流入し、水質悪化の原因となりますので、減速機の見直し工事を行うものであります。

なお、工事期間中は、汚水処理施設の一部を休止し対応する必要があることから、処理施設に負荷がかからないよう、流入水量の少ない12月末から工事を実施したいと考えております。また、工事期間中は放流水質が悪化しないよう細心の注意を払って工事を進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中山五男） これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示しいただきたいと思います。質疑はありませんか。

11番、洪井議員。

○11番（洪井由放） まず、浄化槽の沈殿槽の改修工事ということで、意味がよく理解できないので、確認を含めてなんですが、浄化槽汚泥が沈殿するところがあると。そこを攪拌している機械があると。そうすると、その攪拌している機械の調子が悪いという内容で、まずよかったでしょうか。

○議長（中山五男） 津久井病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） お答えします。

まず、浄化槽なんですが、槽がいくつかございます。そのうち、第2番目に流れる槽なんですけれども、一番下のところで汚泥のたまった水分を分離する機械等がございます。その中には、攪拌する装置、また遠心分離機という装置がございますけれども、一番下の部分の主軸のところ破損をしてしまいましたので、そこが攪拌できない状態になっております。

攪拌ができないということは、汚泥がスカムとして上のほうに浮いてきてしまいますので、そのまま浮いてしまいますと、次の槽にその汚泥が移ってしまうことになりますので、本来であれば、浄化槽が第1に入る槽から次の槽、次の槽に移るにつれて、だんだんきれいな水にしていけないといけないんですけれども、汚泥がどんどん次の槽に行ってしまうということがありますので、そちらの減速機から下の部分を一式取り替えるという工事になります。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 何となくは分かりました。そうすると、この機械を新たに設置するということになりますと、これは設備工事か何か、そういう工事。電気工事ですか、設備工事ですか。どういうものなのでしょうか。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 設置工事になります。

○11番（渋井由放） 設置工事は分かるんです。機械とか、電気とか、そういう形態がありますよね。

○病院総務課長（津久井友江） 全部、機械一式工事になります。設置工事。

○11番（渋井由放） 機械工事ですね。

○病院総務課長（津久井友江） はい。機械の製作から始まります。

○11番（渋井由放） なるほど。

○病院総務課長（津久井友江） それで高額になっております。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） そうしますと、そこについている機械は、特別なものだ。ある程度特殊な機械なので、まず特殊な機械を製作して、そして、それを基に設置すると。このような浄化槽とか下水処理場とか、そのような特別な会社が担わないと、地元の業者なんかではできないと。こういう理屈なんではないか。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江）　まず、主軸といった大きく分離する装置、また、均等に分散させる装置というのは、今の浄化槽設備に合わせて、一から製作するものになります。一応、条件としましては、うちの規模と同規模の工事をしたような業者であれば入札できますということで公告を出しております。

○議長（中山五男）　よろしいでしょうか。

○11番（渋井由放）　はい。

○議長（中山五男）　そのほか、質問はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中山五男）　質問なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第4号　令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男）　異議なしと認めます。よって、議案第4号　令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号　令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 （認定第1号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第10 （認定第2号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について

○議長（中山五男） 日程第9 （認定第1号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 （認定第2号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について、以上2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 一括上程となりました認定第1号及び認定第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号についてでございます。

歳入歳出予算現額は、25億2,445万8,000円でありまして、これに対して、歳入決算額25億3,467万4,706円、歳出決算額24億5,961万7,749円であります。予算現額に対する収入率は100.4%、歳出の執行率は97.4%となっております。

前年度と比較しますと、歳入では1億7,252万7,779円増で、約7.3ポイントの増となります。歳出は1億7,198万9,746円増で、約7.5ポイントの増となりました。歳入歳出ともに増額となりましたのは、令和5年8月の人事院勧告に伴う給与費等の増や病院事業会計への負担金の増が主な要因となっております。

歳入歳出差引残額は7,505万6,957円となり、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額となります。

なお、実質収支額のうち、今後における健全なる財政経営を図るため、地方自治法第292条において準用する同法第233条の2及び組合基金条例の規定により、3,800万円を財政調整基金に積立てをしております。

歳入の中で構成比の最も高いものは、分担金及び負担金で、23億1,256万8,000円となり、歳入合計の約91.2%を占めております。次に、繰入金が7,791万9,000円で3.1%、使用料及び手数料が5,152万1,600円で約2%となっております。

歳出の中で構成比の高いものは衛生費で、14億9,844万3,705円で、歳出合計の60.9%を占めております。この主な使途であります、し尿処理施設・ごみ処理施設・斎場などの運営費や、次期一般廃棄物処理施設整備のための基金積立て並びに病院事業会計への負担金・補助金などの経費であります。

次に、消防費が8億1,396万6,914円で、歳出合計の約33.1%を占めております。この主な使途であります、消防職員の人件費及び常備消防としての消防活動の経費並びに那須烏山消防署非常用自家発電設備改修工事などがあります。

次に、総務費が1億735万4,515円で、4.4%を占めております。この主な使途であります、事務局職員の人件費や財政調整基金への積立金などの経費となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要の説明を申し上げます。

続きまして、認定第2号につきまして、説明を申し上げます。

今日の医療を取り巻く環境は、医師不足、医師の偏在などの課題に加え、感染症対策や医療安全、働き方改革、医療DXへの対応などもあり、多くの自治体病院の経営は極めて厳しい状況となっております。

このような中、那須南病院は、平成2年の開院以来、地域の中核病院として、地域医療の確保や住民福祉の向上を目的に、民間医療機関では対応が難しい医療を担う役割を果たしてきております。

令和5年度の業務状況につきましては、入院延べ患者数は4万3,025人、外来延べ患者数は6万4,931人でありました。前年度と比較して、入院患者は1,857人の増、外来患者は1,746人の減となりました。

経営状況につきましては、消費税を除いた損益計算書の額で説明をいたします。

総事業収益は27億6,981万7,095円で、前年度比約9,144万円の減となりました。入院収益、外来収益ともに減少し、さらに、新型コロナウイルス感染症関連補助金が約1億3,154万円と、大きく減少しております。

総事業費用は28億9,522万3,820円で、前年度比約2,061万円の減となりました。給与費や、施設の老朽化による建物・附属設備の修繕や委託料に係る経費は増加しましたが、新型コロ

ナウイルス感染症に係るPCR検査用の試薬や、薬品代などの材料費、減価償却費が減少したことにより、前年比減となったものであります。

この結果、1億2,540万6,725円の純損失が生じました。

次に、資金的収入及び支出でございますが、収入は、企業債、一般会計からの繰入金であります他会計負担金、看護師の修学資金の返還による長期貸付金返還金で、合計4億5,260万7,000円。支出は、医療機器の購入、屋上防水及び外壁改修工事、企業債の償還など、合計で5億8,366万8,183円となります。差引不足額1億3,106万1,183円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をしたものであります。

以上が決算の概要であります。住民が安心して生活するためには、医療の確保が必要でありますので、本地域の中核病院として、那須南病院が安定的かつ継続的に医療を提供できるよう、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、認定第1号につきましては管理課長から、認定第2号につきましては病院総務課長から詳細を説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、認定くださいますよう併せてお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 管理課長、小口君。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） 命により私から、認定第1号 令和5年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。決算書の5ページ、6ページをご覧くださいと思います。あわせて、別冊の主要施策の成果の13ページ、14ページに歳入歳出決算の構成比や対前年度額等を掲載してございますので、ご覧いただければと思います。

事項別明細書に沿いまして、歳入からご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金の収入済額は、23億1,256万8,000円となり、歳入総額の91.2%を占めております。

1 項1 目総務費負担金は9,019万円で、一般管理運営費に係る負担金となります。

2 目衛生費負担金、1 節保健衛生費負担金は7億3,245万9,000円で、病院事業及び斎場費に係る負担金となります。

2 節清掃費負担金は6億6,218万8,000円で、し尿処理費、ごみ処理費及び一般廃棄物処理施設整備基金に係る負担金となります。

3 目消防費負担金は8億2,773万1,000円で、消防総務費及び消防施設整備費に係る負担金となります。

なお、関係市町の負担金明細は、同じ決算書の34ページに記載してございますので、後ほどご覧いただければと思っております。

続きまして、2款使用料及び手数料は、5,152万1,600円となり、歳入総額の2%となっております。

1項1目衛生使用料は846万円で、南那須地区斎場の使用料786件分でございます。

2項1目衛生手数料は4,276万500円で、保健衛生センターにおけるし尿処理及びごみ処理の手数料となっております。

2目消防手数料は30万1,100円で、危険物施設の設置許認可に係る手数料となっております。

3款国庫支出金、1項1目衛生費国庫補助金は215万2,000円で、し尿処理施設整備基本計画等策定委託に伴う循環型社会形成推進交付金でございます。

4款県支出金、1項1目衛生費県補助金は6,494万円で、決算書の7ページ、8ページをご覧いただきたいと思えます。病院群輪番制病院運営費等事業の県補助金となります。

5款財産収入、1項1目財産貸付収入は27万3,304円で、広域行政センター2階第2会議室施設賃貸料のほか、各施設に設置されております自動販売機の売上げの3%分が収入となっております。

2目利子及び配当金は6万4,579円で、財政調整基金をはじめ、4つの基金の利子分でございます。

2項1目物品売払収入はございませんでした。

続きまして、6款寄附金はございませんでした。

7款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、2,000万円となっております。

2目保健衛生センター施設整備基金繰入金は、4,743万8,000円となっております。

3目病院事業整備基金繰入金は、1,048万1,000円となっております。

決算書の9ページ、10ページをご覧いただきたいと思えます。

8款繰越金、1項1目繰越金は3,651万8,924円で、前年度繰越金でございます。

9款諸収入は、4,026万3,299円となっております。

1項1目過年度収入はございませんでした。

2目弁償金は87万6,113円で、内訳ですが、東京電力から原子力発電所事故賠償金として、令和5年度中に支出しました放射能測定費用など対象となった5万5,000円と、令和4年12月1日付にて、小売電気事業者（株式会社シナジアパワー）が契約期間満了を迎える前に倒産し、破産手続が開始されたことに伴い、本組合における損害賠償請求権が発生し、病院を除く一般会計分に係る賠償金として134万2,863円を届出していたところ、令和6年2月9

日付にて破産管財人より最後配当通知が発出され、配当金の最終確定額として、82万1,113円を受けたものになってございます。

3目雑入は3,938万7,186円で、主なものは、保健衛生センターにおける資源物の売払収入として1,438万2,212円と、建物災害共済金として2,275万932円で、その内訳になりますが、令和4年7月27日に発生した落雷により被災した保健衛生センターのし尿処理施設及びごみ処理施設に対する共済金確定額として、2,181万1,972円、並びに令和5年6月1日午前10時頃、那珂川消防署敷地内におきまして、消防ポンプ車が出庫する際に発生した物損事故に対する共済金確定額の93万8,960円となります。

加えて、可燃ごみ焼却業務受託料として、151万3,050円となります。この受託料は、那須塩原市の那須塩原クリーンセンターが基幹的設備改良工事を実施していることから、那須塩原市からごみの搬入に伴うごみ処理受託料となります。数量的には、100 t 870 k g 分になってございます。

10款組合債、1項1目消防債は690万円で、令和5年度に整備した那須烏山消防署非常用自家発電設備改修工事に対する消防防災施設整備事業債となっております。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

11ページ、12ページをご覧くださいと思います。

1款議会費、議会費の支出済額は、119万378円であります。

1項1目組合議会費の主なものとしては、組合議員の報酬のほか、会議録データ反訳料、議会等で使用します音響設備の購入に要した経費などでございます。

2款総務費、総務費の支出済額は、1億735万4,515円であります。

1項1目一般管理費は9,791万7,921円で、広域行政センター職員10名分の人件費のほか、各種委託料やサーバーリース料など、広域行政事務局の経費でございます。

13ページ、14ページをご覧くださいと思います。

2目財政管理費は933万6,594円で、予算書・決算書の印刷費や公会計システムに要した費用のほか、財政調整基金積立金などでございます。

15ページ、16ページをご覧くださいと思います。

2項1目監査委員費は10万円で、監査委員2名分の報酬となります。

3款衛生費、衛生費の支出済額は14億9,844万3,705円となり、歳出総額の60.9%を占めております。

1項1目保健衛生総務費は7億1,531万1,000円で、在宅当番医制事業の委託料、病院群輪番制病院運営等事業の負担金、小児救急医療拠点病院運営事業の負担金、病院事業会計への

負担金・補助金のほか、病院事業整備基金積立金などでございます。

2 目斎場費は3,799万6,937円で、燃料費や電気料、火葬業務の委託料、火葬設備改修工事費等が主なもので、南那須地区斎場の経費となっております。

17ページ、18ページをご覧いただきたいと思います。

2 項 1 目清掃総務費は1 億905万7,070円で、職員 3 名分の人件費、事務所の通信運搬費や、OA機器リース料のほか、保健衛生センター施設整備基金積立金などであります。

2 目し尿処理費は1 億3,346万5,322円で、処理用薬剤の購入費、燃料費、電気料のほか、施設の運転業務委託料及び定期改修工事費などでございます。

19ページ、20ページをご覧いただきたいと思います。

3 目ごみ処理費は3 億9,298万8,826円で、職員 8 名分及び会計年度任用職員 8 名分の人件費、処理用薬剤の購入費、燃料費、電気料のほか、21ページ、22ページをご覧いただきたいと思います。焼却灰の処分委託料、焼却炉内清掃及び機器機能点検整備委託料、定期改修工事や電気設備改修工事などでございます。

4 目一般廃棄物処理施設整備費は1 億962万4,550円で、職員 2 名分の人件費や、し尿処理施設整備基本計画策定業務委託料のほか、新たな施設整備に向けた基金積立金などでございます。

23ページ、24ページをご覧いただきたいと思います。

5 目敦賀市民間最終処分場対策費は、現在係争中の裁判に係る費用でございしますが、最高裁における決定又は判決が出ておらず、何ら進展もなかったことから、支出はされてございませんでした。

4 款消防費、消防費の支出済額は8 億1,396万6,914円となり、歳出総額の33.1%を占めております。

1 項 1 目消防総務費は8 億720万3,549円で、消防職員ほか98名分、うち 2 名は事務職でございすけれども、必要な人件費のほか、各消防署の施設維持経費、各種装備品等の点検手数料、消防車両の燃料、栃木北東地区消防通信指令事務協議会への負担金など、消防・救急業務の経費になってございます。

27ページ、28ページをご覧いただきたいと思います。

2 目消防施設整備費は676万3,365円で、那須烏山消防署配備の自動心臓マッサージ器、災害対応無人航空機、そのほか消防機材の購入費になってございます。

5 款公債費、1 項 1 目元金は3,858万8,300円で、9 件分の組合債に係る元金償還金であります。

2 目利子は7 万3,937円で、11件分の組合債に係る利子償還金でございます。

3 目公債諸費の支出はございませんでした。

6 款予備費の支出はございませんでした。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、実質収支に関する調書についてご説明をさせていただきます。

同じ冊子の30ページをご覧いただきたいと思います。

歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引額は、7,505万6,957円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額になります。そのうち、地方自治法第292条において準用する同法233条の2及び組合基金条例の規定に基づく基金繰入金金は3,800万円となり、既に財政調整基金に積立てをしてございます。

続きまして、31ページから33ページは、財産に関する調書を掲載してございます。

33ページの下段をご覧いただきたいと思います。4つの基金の状況を掲載しております。決算年度末現在額は、総額で12億1,896万5,000円となっております。

34ページには、構成市町の負担金明細を掲載してございます。那須烏山市は交付税算入分を含め、15億3,117万6,000円となっております。那珂川町は7億8,139万2,000円となっております。

以上で、一般会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

○議長（中山五男） 開会から既に1時間少々過ぎておりますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。再開を11時15分といたします。よろしくお願いします。

【休憩】（午前11時07分）

【再開】（午前11時15分）

○議長（中山五男） 再開いたします。

津久井病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） それでは、認定第2号 令和5年度病院事業決算につきまして、お手元にお配りしております決算書に従いまして、補足説明を申し上げます。

決算書の1ページ目から11ページまでが、法令で定められております病院事業会計の決算書類となりまして、まず、1ページから4ページまでが決算報告書となっております。予算3条で定めました収益的収入及び支出、予算4条で定めました資本的収入及び支出の決

算額を報告するもので、金額は消費税込みとなっております。

1 ページをご覧ください。

収益的収入の決算額は合計27億7,662万6,743円で、前年度比約9,383万円の減となりました。

2 ページをご覧ください。

収益的支出となります。決算額は29億48万7,561円で、前年度比約2,323万円の減となっております。

収益的収入及び支出の詳細につきましては、この後の損益計算書で説明をいたします。

続きまして、3 ページをご覧ください。

こちらは、資本的収入及び支出になります。資本的収入につきましては、4 億5,260万7,000円で、前年度比約2 億3,100万円の増となっております。

内訳であります、第1 項企業債、2 億9,740万円は、屋上防水及び外壁改修工事等の工事費及び医療機器の購入費用の財源として借り入れたものであり、前年度比約2 億2,000万円の増となっております。

第2 項他会計負担金につきましては、一般会計からの繰入金ですが、令和5 年度の一般会計からの繰入金総額は7 億552万1,000円で、そのうち1 億5,508万7,000円が資本的収入分となっております。

次に、第3 項長期貸付金返還金の12万円は、看護師修学資金の返還金であります。

4 ページをお開きください。

資本的支出につきましては、5 億8,366万8,183円で、前年比約2 億5,392万円の増となりました。

内訳であります、第1 項の建設改良費3 億2,117万8,418円は、医療機器の購入や屋上防水及び外壁改修工事等の実施によるものです。令和5 年度に実施しました工事につきましては決算書17ページ、購入しました医療機器につきましては23ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

第2 項企業債償還金2 億5,681万9,765円は、企業債の償還元金であります。なお、年度末未償還残高は、18件で9 億1,248万7,630円となっております。内訳につきましては、決算書31ページに企業債明細書がありますので、後ほどご覧ください。

次に、第3 項投資の567万円は、看護師修学資金として、7 名の学生に貸与したものであります。

以上、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額1 億3,106万1,183円につきましては、欄外に記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。なお、年度

末現在の補填財源使用可能額は、約7億864万円となっております。

以上が決算報告書でございます。

次に、損益計算書について説明いたします。

5ページ、6ページが損益計算書になりまして、1年間の経営成績を明らかにしたものです。今年度の結果は、6ページの下から3行目、1億2,540万6,725円が純損失となっております。令和4年度と比較しますと、新型コロナウイルス対策に係る補助金の減収もあり、約7,083万円損失が増となりました。

詳細につきましては、20ページをお開きください。こちらは、令和5年度と令和4年度の損益計算書の比較表となり、消費税抜きの額となっております。

まず、収益から説明いたします。

医業収益は、入院収益が13億4,295万3,549円、前年度比約1,175万円の減となりました。患者数が1,857人の増となりましたが、1人1日当たりの単価が1,694円減少したことが主な要因であります。

外来収益は7億4,797万8,721円で、前年比約1,333万円の減、要因は、患者数1,746人の減によるものです。特に、内科の発熱外来の患者が約2,400人ほど減となったことが影響しております。

業務量の詳細につきましては、18ページから19ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

その他医業収益4,971万159円は、室料差額収益や人間ドック、受託検査等の収益であります。前年度比約2,000万円の減は、新型コロナウイルス感染症に係る受託検査収益の減少によるものであります。

次に、他会計負担金1億6,792万1,000円は、救急医療の確保に要する経費に対する一般会計からの負担金であります。

次に、医業外収益の他会計負担金につきましては、高度医療やリハビリテーション医療に要する経費に対する一般会計からの負担金であり、1億9,913万6,000円となっております。前年度比約8,400万円の増は、特別交付税にて財政措置されることとなった不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費が新たに追加されたためです。

次に、他会計補助金につきましては、医師確保対策、基礎年金拠出金公的負担金等に要する経費に対する一般会計からの補助金であり、1億8,337万7,000円となっております。

次に、補助金につきましては、へき地巡回診療事業及び新型コロナウイルス感染症関係補助金等ありますが、前年度比約1億3,137万円の減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症関係の補助金が減少したことによるものです。

長期前受金戻入1,960万8,236円は、補助金等を財源とした固定資産の減価償却見合い分で、現金を伴わない収入であります。

その他、医業外収益につきましては、病児保育受託料のほか、自動販売機手数料、売店使用料等で2,456万5,578円となっております。前年度比約590万円の減は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種協力金の減少によるものであります。

収益は、合計で、前年比3.2%減の27億6,981万7,095円となりました。

次に、21ページをご覧ください。支出の主なものを説明いたします。

医業費用のうち給与費17億2,921万3,617円は、職員171名、会計年度任用職員44名、非常勤医師等の人件費であり、前年度比約549万円の増となっておりますが、人事院勧告に伴い増となったものであります。

次に、材料費3億8,183万8,885円は、診療のために必要な薬品、診療材料及び給食材料等で、前年度比約1,723万円の減となっております。減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査用試薬代の減によるものであります。

次に、経費4億9,605万1,949円につきましては、医療機器の修繕費や委託料が増えたため、前年度比約212万円の増となっております。

次に、減価償却費は、建物、医療機器等、有形固定資産の減価償却費で、1億6,151万3,577円となっております、現金を伴わない支出となります。

次に、資産減耗費846万621円は、廃棄した医療機器や薬品の残存価格を費用化したもので、現金支出はありません。

研究研修費460万9,561円は、医師や看護師等の学会、研修参加費用となります。

長期前払消費税償却825万1,488円は、控除対象外消費税を費用化したもので、こちらも現金支出はありません。

医業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費1,220万6,818円は、企業債償還のうち利息分となります。

雑損失につきましては、消費税に伴う費用で、前年度比約208万円の減、こちらは薬品課税仕入れ消費税の減によるものであります。

看護師確保経費の252万円は、看護師修学資金貸与者のうち、返還免除者分を費用化するもので、返還免除者1名分となっております。

特別損失38万6,309円は、前年度の2月、3月の診療報酬請求のうち、審査により査定、減点とされたものであります。

費用合計は、前年度比0.7%減の28億9,522万3,820円となりました。

以上が損益計算書の詳細説明であります。

7 ページにお戻りください。剰余金計算書となります。下から 3 行目が当年度変動額でありまして、令和 5 年度に生じました純損失 1 億 2,540 万 6,725 円を未処理欠損金に加えたものであります。

8 ページをお開きください。欠損金処理計算書となります。令和 5 年度は未処理欠損金の処理を行っておりませんので、処分額はゼロとなっております。

続きまして、9 ページから 11 ページが貸借対照表となります。令和 5 年度末現在において、病院事業が保有しています全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書となります。

まず、資産の部ですが、1 の固定資産につきましては、(1) 有形固定資産から (3) 投資その他の資産までを合わせまして、一番右側の数字、17 億 5,203 万 6,521 円になります。前年度比約 1 億 4,653 万円の増となり、増額の主な要因は、有形固定資産の増によるものであります。

次に、2 の流動資産、こちらは (1) 現金預金から (3) 貯蔵品までを合わせまして、9 億 9,613 万 6,749 円となっております。

資産合計は一番右下の数字、27 億 4,817 万 3,270 円となります。

10 ページをお開きください。

負債の部ですが、3、固定負債の企業債 6 億 4,743 万 6,862 円及び 4、流動負債の (1) 企業債 2 億 6,505 万 768 円、これらを合わせた合計額 9 億 1,248 万 7,630 円が、企業債未償還残高となります。

(2) 未払金の 2 億 5,672 万 5,417 円は、令和 5 年度費用のうち、まだ支払いをしていないもので、一般会計で言うところの出納整理期間に支払う金額になります。

5 の繰延収益は、固定資産の取得時に国及び県から補助を受けた額、及び一般会計から繰り入れた額の残高であり、30 億 6,157 万 9,004 円となっています。

負債合計は一番右下の数字、43 億 3,309 万 7,682 円となります。

次に、資本の部であります。6、資本金は 1 億 6,060 万 6,294 円、7 の剰余金はマイナス 17 億 4,553 万 706 円となり、資本合計がマイナス 15 億 8,492 万 4,412 円となります。

負債と資本の合計は、一番下になりますが、資産合計と同額の 27 億 4,817 万 3,270 円となります。

以上で、病院事業の決算の説明とさせていただきます。

なお、17 ページ以降の書類につきましては、付属書類となっておりますので、説明は省略させていただきます。

○議長（中山五男）　　以上で提案理由の説明が終わりました。ここで、本案について監査委員の審査を受けておりますので、その報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

○代表監査委員（瀧田晴夫）　　監査委員の瀧田です。よろしくお願いします。

まず、地方自治法の規定に基づき、組合長から審査に付された南那須地区広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算について、議会選出の渋井監査委員と私が審査した結果を報告いたします。

なお、組合長及び職員から詳細な説明がありましたので、私からは簡潔に報告したいと思いますので、ご了承願います。

まず、お手元の令和５年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見書をご覧ください。

１ページです。１の審査の期日、２の審査の場所、３の審査の対象、４の審査の方法は記載のとおりです。

５の審査の結果ですが、審査に付された令和５年度決算について、審査を実施した範囲においては、おおむね適正に処理されておりました。

２ページです。６の決算の概要、（１）の決算規模です。歳入総額２５億３,４６７万４,７０６円、歳出総額２４億５,９６１万７,７４９円。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式的収支額は７,５０５万６,９５７円。翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も形式的収支額と同額となります。なお、実質収支額のうち、３,８００万円を財政調整基金に積み立てております。

（２）の歳入についてです。詳細は歳入内訳の表をご覧ください。予算現額２５億２,４４５万８,０００円。収入済額は予算現額に対し１００.４％の収入率。前年度に比べ、１億７,２５２万７,７７９円、７.３％の増となっております。

３ページです。収入済額の主なものは分担金及び負担金で、全体の９１.２％を占めております。増額の主な理由は、分担金及び負担金と諸収入の増によるものです。

（３）の歳出についてです。詳細は歳出に係る４ページ、５ページ、アからウの表をご覧ください。支出済額は、予算現額に対し９７.４％の執行率。前年度と比べ、１億７,１９８万９,７４６円、７.５％の増となっております。

４ページです。支出済額の主なものは、衛生費６０.９％、消防費３３.１％で、全体の９４％を占めております。

５ページです。ウの性質別歳出ですが、義務的経費としての人件費、主なものは職員給与費です。その他経費のうち、補助費等の主なものは、那須南病院に対する負担金及び補助金

です。

7の財産に関する調書です。公有財産としての土地建物。土地、建物、全て行政財産であり、前年度末からの変動はありません。

6ページです。8の基金の状況です。4つの基金があり、令和5年度末現在高12億1,896万5,000円。前年度残額に積立金、歳計剰余金処分額、取崩額を還元した結果、1億4,376万9,000円の増。それぞれ条例に基づき、定期預金のほか、地方債で運用されております。詳細につきましては、主要施策の成果25ページをご覧ください。

9の組合債の状況です。令和5年度末の未償還額は5,555万1,329円で、前年度と比べ、3,168万8,300円の減となっております。これは、那須烏山消防署非常用自家発電設備改修工事のために690万円借り入れておりますが、3,858万8,300円を償還した結果となっております。なお、償還額が減ったのは、前年度で、平成24年度し尿処理施設基幹改良整備事業及び平成29年度消防施設整備事業費、高規格救急自動車、これの償還が終了したためでございます。

10の審査意見でございます。

南那須地区斎場についてでございます。令和5年度の火葬件数は、前年度より34件減の786件となりました。しかし、過去の推移を見ますと、今後極端な減少は考えにくいところであります。斎場は住民にとって必要不可欠の施設であることから、今後とも適切な管理運営に努めていただきたいと思います。

保健衛生センターについてです。ごみ処理施設、し尿処理施設ともに供用開始から30年以上経過しております。現在、新たな施設の整備に向けて事業が進められているところであり、引き続き、地域住民の理解と協力を得ながら対応していただきたいと思います。

7ページです。消防についてです。救急出動件数は2,000件を超えております。新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変更されたところですが、感染拡大防止には細心の注意が必要であり、常に緊張を強いられる環境での活動は計り知れないご苦労があろうかと思いますが、地域住民の安全安心を確保するというミッションに誇りを持って、引き続き対応していただきたいと思います。

最後に、財政運営についてです。この組合の運営費の大部分、約90%、これは構成自治体の負担で賄われております。構成自治体である那須烏山市、那珂川町は、今後さらなる人口減少が想定され、基本収入である市町村税の増加は考えにくいところであります。一方、ごみ処理施設やし尿処理施設の整備、さらには那須南病院の改修は必要不可欠であろうかと思えます。このようなことから、可能な限り経常的経費の縮減に努め、今後とも地域住民の安心安全で快適な生活を守るため、効率的な運営に努めていただきたいと思います。

以上で、一般会計歳入歳出決算に係る審査意見の報告を終了いたします。

続きまして、病院事業の決算について審査した結果を報告いたします。お手元の令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算審査意見書をご覧ください。

1の審査の期日、2の審査の場所、3の審査の対象、4の審査の方法は記載のとおりです。

5の審査の結果は、審査に付された決算書類は、実施した審査の範囲において計数は正確で、会計事務はおおむね適正に処理されておりました。

6の業務の概要です。詳細は表をご覧ください。患者総数は10万7,956人で、前年度と比べ111人の増。入院、外来別に前年度と比較すると、入院が4.5%増、外来は2.6%の減少となっております。ベッドの利用状況である病床利用率は、一般病床は3.8ポイント増加、療養病床は1.9ポイント増加しております。

2ページです。7の予算の執行状況です。(1)収益的收入及び支出です。収益的收入は27億7,662万6,743円、予算現額に対し88.9%の収入率となっております。収益的支出は29億48万7,561円で、予算現額に対し92.9%の執行率となっております。

3ページです。(2)の資本的收入及び支出です。

資本的收入は、予算現額に対し91.7%の収入率。前年度と比較して2億3,103万2千円の増加。主な原因は、企業債の発行増。2億2千万円増えております。

イの資本的支出は、予算現額に対し94.9%の執行率。前年度と比較して、2億5,392万4,890円の増加です。屋上防水及び外壁改修工事や、無停電電源装置盤更新工事等の実施の結果です。

ウの財源補填についてです。資本的收入が資本的支出に不足した額、1億3,106万1,183円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。その結果、内部留保資金残高は7億864万686円となりました。

4ページです。(3)の一般会計からの繰入状況です。他会計負担金及び他会計補助金として一般会計からの繰入金は、収益的收入、資本的收入合計で7億552万1千円。このうち、構成市町の負担額は6億8,867万7千円、97.6%となっております。このうち、2億1,291万9千円は普通地方交付税で措置されますので、実質負担額は4億7,575万8千円、69.1%となります。(4)の企業債の状況は記載のとおりです。

5ページです。8の損益計算書です。収入、収益合計は27億6,981万7,095円で、前年度と比較して9,144万1,706円、3.2%の減となっております。主な要因は、入院・外来収益の減、新型コロナウイルス感染症関係補助金の減額によるものであります。

6ページです。(2)の支出です。費用合計は28億9,522万3,820円で、前年度と比較して2,060万7,889円減少しております。主な要因は、材料費、減価償却費及び企業債利息の減に

よるものです。

7 ページ、(3) の損益収支です。損益収支は1 億2,540万6,725円の純損失。年度末の未処理欠損金は、前年度末繰越欠損金16億2,512万3,981円を加算した17億5,053万706円となります。(4) の経常収支比率及び(5) の医業収支比率、これは共に、病院の収益性を見る代表的な指標であります。共に100%を切っておりますが、(5) の医業収支比率は全国平均と比べると若干高くなっている、よくなっているという感じです。

8 ページです。9 の貸借対照表です。資産総額は27億4,817万3,270円で、前年度と比較して1 億4,495万8,559円の増加です。固定資産が17億5,203万6,521円、流動資産が9 億9,613万6,749円です。

9 ページが負債です。(2) の負債、負債総額43億3,309万7,682円で、前年度と比較して2 億7,036万5,284円増加しております。固定負債が6 億4,743万6,862円、流動負債が6 億2,408万1,816円、繰延収益が30億6,157万9,004円。

(3) が資本です。資本総額はマイナスの15億8,492万4,412円で、前年度と比較して、マイナスが1 億2,540万6,725円増加しております。資本金が1 億6,060万6,294円。剰余金、欠損金になりますが、17億4,553万706円となっております。

10ページです。キャッシュ・フロー計算です。キャッシュ・フローの表は11ページにあります。キャッシュ・フロー計算は、一事業年度における資金（現金・預金）の流れを示したものであります。業務活動によるキャッシュ・フローから財務活動によるキャッシュ・フローまでを加減した結果、資金増加額、下から3 番目にありますが、7,557万4,434円が算出されます。これに、下から2 行目の資金期首残高5 億6,575万8,298円を加算した、資金期末残高6 億4,133万2,732円は、この資料の8 ページの流動資産の現金・預金と一致すると思いますので、後ほどご覧ください。

今回、パターンとして、業務活動プラス、投資活動マイナス、財務活動プラス、これは、本業の業績はおおむね良好ですが、これはどこにも書いてありません。ですが、建設改良に係る投資財源を有利子負債に依存し、かつその残額が増加しているため、今後の返済負担増が想定されるパターンと言われております。しかし、企業債の発行額が毎年継続的に償還額を上回っているわけではなく、また、上回る額も償還額の16%程度であり、今後の状況にもよりますが、現時点では支障はないものと思われま。また、自分が就任してから、業務活動によるキャッシュ・フローは一貫してプラスになっておりますので、業務は良好だと思えることができるかと思ひます。

12ページです。11の意見です。

まず、経営の健全化についてです。当年度は前年度より7 千万円余多い1 億2 千万円余の

純損失を計上しております。これは、入院収益単価の低下と外来患者数の減少、及び新型コロナウイルス感染症が２類から５類に変更になったことにより、営業外収益である国県補助金の縮減などによるものと思われます。また、令和５年度作成の公立病院経営強化プランと乖離しているのは、これらの原因が一つだと思います。公立病院としての使命として、不採算部門も担わなければならないところですが、プラン達成に向けて、引き続き職員一丸となって経営の健全化に取り組んでいただきたいと思います。

（２）の人材の確保についてです。医療の質の向上や病院経営の安定化のためには、医師をはじめとする医療スタッフの確保が大きく影響することは収支状況が示すとおりであります。当面のスタッフ確保に尽力されるとともに、将来のスタッフ確保として、現在取り組んでいる職業体験イベント等の充実に取り組んでいただきたいと思います。

（３）の病院整備についてです。現在、令和元年度に策定した那須南病院大規模改修基礎調査等報告書に基づき、当年度は屋上防水及び外壁改修工事や、無停電電源装置盤更新などを実施したところであります。病院施設は増築建屋も２８年が経過し、整備の必要も望まれるところであります。整備には多くの時間と多額の費用を要する大事業であることから、地域住民に対し正確な情報を提供し、理解を得ながら進めていただきたいと思います。

那須南病院は、南那須地区唯一の一般病院・二次救急医療機関として、２４時間３６５日体制での救急患者の受入れや、外来診療、へき地巡回診療の実施など、地域医療の確保に努めているところであります。医師をはじめとする医療スタッフの不足や、人口減少や少子高齢化による医療需要の変化など、厳しい経営状況が続くことが予想されることから、経常経費の縮減など、さらなる経営強化に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、病院事業の決算について、審査結果の報告を終了し、私の全ての報告を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中山五男） 以上で、決算認定に関わります提案理由につきまして、代表監査委員の報告が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は１時ちょうどいたしますので、よろしくお願いいたします。

【休憩】（午前 １ 時 ５ ５ 分）

【再開】（午後 １ 時 ０ ０ 分）

○議長（中山五男） 再開いたします。

これより決算書2件につきまして審議に入ります。なお、審議に当たっては、会計名及びページ数をお示しください。お願いいたします。

4番、小川議員。

○4番（小川洋一） 一般会計のほうから10ページなんですけれども、雑入のうちで下から2番目、一般廃棄物可燃ごみ焼却業務委託料、これ、私、ちょっと耳が遠かったものから、説明が早いものでちょっと内容が分からないんです。それについて先ほど職員のほうから聞きましたけれども、これは、那須塩原市から100tということで、市のほうからどのようにして南那須広域のごみ処理場に来た。何で遠いところからこっちまで来るか。那須広域のごみ処理はどうなっているんですか。何でそこに運ばれた。その理由が1点。まず、それを聞きたいと思います。

○議長（中山五男） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） ご質問いただきました10ページ、雑入の一般廃棄物焼却受託料、百五十数万円ということですね。こちらは、議員さんがおっしゃるとおりで、当然、自分の区域の中で処理をする自区内処理が原則でございますので、那須塩原市のごみがこちらに来るとするのは、非常にイレギュラーだということでございます。おっしゃるとおりです。

今回、何でまたというところなんです、那須塩原市のクリーンセンター、那須塩原市、那須塩原市と那須町と大田原市、この3つで那須広域を構成はしているんですが、あそこはごみ処理だけは那須塩原市が単体でやっけていまして、那須町と大田原市、この2つが2つでごみ処理をしているという形になっています。

今回は、那須塩原市のクリーンセンターを令和5、6、7の3年間かけて基幹改良をするということになりまして、基幹改良するというと焼却があまりできないので、それを近隣の自治体とか広域にお願いをして、自区内処理の原則から外れるんですけれども、ほかの地域に頼んでいるという状況になっています。

特に、この近隣の広域、ここ南那須広域と、この那須広域、あと塩谷広域と芳賀広域、周辺のこの4広域は、令和元年の東日本台風のときに、南那須地区の衛生センターが水没したこともあって、その後、こういう災害だとか基幹改良のときにごみが燃やせないということがあるから、そういうときに備えて協定を結んでおこうとなったんです。令和2年だったん

です。その協定があつて、本当は、こうやつてごみを持ち出すのは事前協議が大変なんですけれども、少し簡略をして、そういう有事の対策をスムーズにしようじゃないかという土壤がつくつてあつた。そんな中で、今回、那須塩原市の基幹改良が行われるのに当たつて、うちも少しごみを引き受けることになったということになります。

ちなみに、前回、数年前に、大田原市、那須地区、那須広域ですね、大田原市と那須町でやっているところも基幹改良になったときに、ここでやつぱり受入れをしたということがありました。

そんな流れで、今回、令和5年度、それと6、7というふうに、これからも受入れが続くというふうになっています。

以上です。

○議長（中山五男） 4番、小川議員。

○4番（小川洋一） 大体内容は分かりましたけれども、この、100 tで150万円、1 t 1,500円ですか、この値段というのは、どこも協定しているのでしょうか。

それともう1点は、広域間でそういうやり取りは、これからもずっとやる取決めというのは、覚書とか何かはしてあるのでしょうか。

その2点、お願いします。

○議長（中山五男） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） うちのほうで頂いているお金は、私どもで決めてある、条例で決まっている料金。事業系の受入れについては10 k gで150円、家庭系は100円ですけれども、事業系については150円というふうな設定がしてありますので、これに基づいて受入れをしています。逆に、うちがほかに持っていったときというと、150円かということ、それは他地区でいろいろな決めが、ありますので、それぞれの地区でのルールに従つて受入れをしていただくことになります。もうちょっと値段が高いような気がします。

それと3番目が、これからのことの覚書という。一応そういう協定を結んではありますので、何というか、いざというときは助け合ひましょうという協定にはなっているんですけれども、じゃあそれによって、私どものごみ、年間大体1万1,000 tとか燃やしているんですが、それを受け入れてもらうにはということ、やつぱり相当な余力がないと無理なので、全部

がはけ切るのかどうかとかというのはちょっと分かりません。相手が、多分、基幹改良も何もしてなくて、ごみも減っていてというんであれば受け入れられる、何か所かでこうやって分けて受け入れてもらえるんでしょうけれども、全部受け入れてもらえるかどうかは定かではないと。一応そういう協定を結んではあるけれども、具体については事前協議をしながらじゃないと、それでも、もしかしたら間に合わない可能性があります。

以上です。

○4番（小川洋一） よろしいです。

○議長（中山五男） よろしいですか。

○4番（小川洋一） はい。

○議長（中山五男） 6番、小川正典議員。

○6番（小川正典） 6番、小川正典です。

それでは、事項別明細書の5ページ。2款の1項なんです。いわゆる斎場使用料と。全体的に斎場使用料というのは846万円ですけれども、それに対しまして歳出が、15ページ、3,799万6,937円というふうになっておるんですが、この歳入というのは、この使用料だけで歳出が3,700万円、こういう見方でまずよろしいのか伺いたいと思います。

○議長（中山五男） 総務課長。

○総務課長兼会計室長（小野里広美） 質問のお答えですけれども、斎場の使用料は、斎場の、皆様から頂く使用料のみということになっておりますので、そちらの答えでよろしいでしょうか。

○議長（中山五男） 6番、小川議員。

○6番（小川正典） そうしますと、使用料のみ860万円、支出のほうは3,700万円、これは今後もそれでよろしいのかという質問をしているんですけれども。

○議長（中山五男） 総務課長。

○総務課長兼会計室長（小野里広美） 今後ともそのようになります。収入は斎場使用料以外はございませんので、支出はやはり今いろいろなところが劣化しておりますので、必要な分、かかってしまいます。

○議長（中山五男） 6番、小川議員。

○6番（小川正典） これは利益を伴う事業ではございませんのですけども、802万円に対して3,000万円の赤字というのであれば、もう少し上げろなんて言ったら住民に怒られますからしませんが、もう少し検討の余地があるんじゃないかなと思っております。そんなことで、答弁は結構ですから、ぜひ考えていただきたいと思います。

続いて、病院のほうですけども20、21ページです。先ほどご説明がありました入院患者のデータも令和5年度は収入が減ったというお話、これは多分、コロナ患者の報酬額といたしますか、こういうのが下がっているのかなと。外来の数も1,746名減ということで、高熱といたしますか、発熱外来の患者がほとんどだったというお話がございました。そうしますと、コロナが落ち着いて、コロナの症状がある発熱の方が外来でかかったということだろうと思いますけれども、実際の1,746人の減といたしますが、大体、発熱外来で令和5年度かかった患者数と、それから、やはりそういうことで減っていないかなというふうに病院としては思っておられるのかどうか、その意見について伺います。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 今のご質問にお答えします。

まず、決算書の19ページをご覧くださいと思います。こちらに昨年度の業務量、外来の診療科別の患者数が載っております。発熱外来の患者数についてですけども、まず、令和4年度につきましては、3,386名の方が受診しておりました。比較しまして令和5年度につきましては、発熱外来としては931名の方の受診となっております、内科のほうだけでも、こちらの表ですと、増減としまして2,503人とでておりますが、発熱外来だけで2,455人の減となっているような状況であります。

そのほかの診療科につきましては、科目によって、令和4年度と5年度と比較しますと、診療実日数というのが、この表ですと243日というのが出ておりますが、これは常設の内科

とか外科の診療日数になっておりまして、ほかの非常設の科目ですと、カレンダー等の関係もありまして、4年度と比較して診療実日数が少ない診療科もございますので、多少の増減は毎年あるかと思います。内科に関しましては、比較的新冠前と比べますと、受診抑制というものが多少続いているのかなと思っております。

ただ、今とても厳しい状況ですので、今後とも患者さんの受入れの体制を整えていきたいと考えております。

○議長（中山五男） 6番、小川議員。

○6番（小川正典） 説明、大変ありがとうございました。

コロナの患者が減って、発熱外来が減ったと。一般の患者が減ってなくて困ったと、それは増える方向、若干でしょうけれども、そういうことで安心しました。患者を集めるというのは非常に難しいですけれども、ぜひ、そういう意味で、やっていただければと思います。終わります。

○議長（中山五男） そのほか、特に質問等ございませんか。
相馬議員。

○3番（相馬正典） 2点お伺いしたいんですが、一般会計の16ページの下のほうに火葬業務委託料1,600万円とあるんですが、何分最初なものですから、どういうところに委託をして、仕事の内容について教えていただきたいのと、ちょっとまた話が違うんですが、主要施策の成果という出ていたやつも、12ページに、敦賀市民間最終処分場の対策ということで、最終的には令和5年3月23日で、その後がないということになっていますけれども、その後、何か進展があったり、今までの経緯について簡単に結構ですので、ちょっとご説明いただければありがたいと思います。決算とはちょっと違うかもしれませんが、できれば、簡単でいいからお願いします。

○議長（中山五男） 事務局長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） それでは、相馬議員のご質問に関して、私のほうは敦賀市の中身について概略を述べさせていただきます。

こちらのほう、主要施策のほうに、一通りの時系列で年度別に載っているかと思います。

一応一審、二審の裁判経過というのがありますけれども、当然のごとく、元をただせば、平成のもう1桁の頃に、大桶の北側に、今、更地になっていますが、そちらのほうにごみが山積みになっていました。そこに対し烏山保健事務所のほうから撤去命令が、勧告というかが出されたというのがありまして、その後、民間処分場を広域、そのときは4町だったんですけども、4町の中で協議をした結果、敦賀市にある民間の、もう既に潰れて、ないんですが、キンキクリーンというところに契約を結んで、その後、搬出をしたと。その搬出先は、当然、事前協議をしつつ、それはもう敦賀市とですけれども、滞りなくやっていたいんですが、最終年度、5年、6年後だったですかね。

○3番（相馬正典） 経過は分かりました。今現在の……。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） 今現在ですか。それでは、今現在ですと、裁判経過三審ということに入っております。こちらのほうにつきましては、控訴審で判決が出た後に敦賀市のほうが、要は上告を行ったと。そちらのほうの上告受理申立通知書、こちら、名古屋高裁金沢支部のほうに、令和5年1月23日に出されたと。そちらの方で、金沢高裁の方で控訴資料、当然のごとく一審、二審の資料をまとめた上で最高裁に送って、その記録が到達するのが3月23日ということです。

その後、基本的に、うちのほうで顧問弁護士、訴訟代理人として阿部先生をお頼みしているわけですが、先生いわく、この決定というか、判決というか、こちらは1年以上かかりますねというふうには言われております。既にもう1年たつてはおるんですけども。基本的に、この上告審につきましては、法律審でございますので、基本的に3つのパターンがございます。

1つは決定というのがございます。決定というのは、分かりやすく言いますと、高等裁判所で出された判決を支持するというような考え方です。ですので、最高裁判所のほうでは、敦賀市のほうの上告は、それを控訴する、上告する理由がないという決定を下すというのが1パターン。あともう2つなんですけど、こちらのほうは判決というのがございます。その判決というのも、要は弁論を必要としない判決、または弁論も必要とする判決、2通りございます。ないほうですと、簡単に言えば、最高裁の判例にして、要はもう高裁の支持をするよと。簡単に言えば、敦賀市からは棄却だよという方向。あとは、弁論を求めるというのは、これ、大体が上告審で、言わば逆転というか覆るのはほぼほぼ2%程度なんですけれども、その2%で、簡単に言えば、敦賀市のほうの上告を認めるよ、高裁の判断が間違っているよ、法律に沿っていないよというようなので、ややもすると、例えば高裁差戻しとかというよう

な判決を下される可能性もございます。

私のほうとしてみれば、多分、2番目に申した中身で、最高裁の判例に残すのが筋なのかなと思ってございますけれども、いまだその3つのパターンのどれも音沙汰がないというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 総務課長。

○総務課長兼会計室長（小野里広美） 相馬議員さんのほうの質問にお答えさせていただきます。火葬業務の委託ということなんですが、契約の相手方は株式会社宮本工業所で、令和4年10月から令和7年9月まで3年間の契約をしております。契約の内容でございますが、火葬から受付業務まで全般を委託で行っておりまして、施設管理のほうは広域のほうで行っております。

以上です。

○議長（中山五男） 3番、相馬議員。

○3番（相馬正典） 敦賀市のほうは、大体分かりました。一応連絡を待っているという状況ですね。近々、出たらまた教えていただければと思います。

火葬の業務なんですけれども、火葬業務一般ということで、職員が、あそこを今、使っている方々も、あと、例えば、変な話ですが、火葬したときに、お骨、この前、写真を見ましたけど、灰がありますね。あれの処理というのは、現在どのような処理をされているんですか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○総務課長兼会計室長（小野里広美） 残骨灰の処理ですが、宮本工業所のほうへ委託を一緒をお願いしております。料金のほうは無償ということですので、そちらで委託だけお願いをしております。

○議長（中山五男） よろしいですか。

○3番（相馬正典） はい。分かりました。

○議長（中山五男） そのほか、質問はございませんか。

2番、堀江清一君。

○2番（堀江清一） 私、広域の議員に初めてなりまして、市民感覚の素朴な疑問、ちょっと質問をしたいと思うんですが、ごみ、要するに資源ごみ等を回収しておられると思うんですが、アルミ缶とか、新聞、段ボールとか、こういうのというのは、どこかに売ってお金にするとか、そういうことになっているのか。それで、もしそういうことであれば、どこにこれが売っているのかお教えいただけますか。

○議長（中山五男） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 決算書上は、資源物の売上げの金額なんか載っているんですけども、その辺り詳しく書いてあるのは、主要施策のごみのページなので、ごみのページ、20ページからがごみになっているんです。20ページからごみになっていまして、例えば、ごみの搬入実績というのが20ページの下段のところであります。そちらに、総量でこれだけのごみが搬入されて、そのうちの資源物というのはこんな感じで搬入されていますという搬入から始まって、23ページのところで資源物の売払いの収入が記載されて、この辺りが代表的なところとなっております。鉄ですとかアルミ、紙類、ペットボトル、衣類みたいな感じで売却をしているという状況です。大体の価格を載せてございますので、参考にいただければと思います。

○議長（中山五男） 2番、堀江君。

○2番（堀江清一） ここに、そうするとアルミ缶とかのキロ単価とかが載っておりますが、これは、その当時のですか、それとも、変動していると思うんです。そのときに、その金額というのは、どこを基準にしてやっているのか。

○議長（中山五男） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 昨年度、やっぱり一番変動

が激しかったのは、鉄類の中のＣプレスなんです。３か月に１度、年に４回ぐらい見積り合わせをしております、そのときに、ほぼ毎回、変動がありました。その前の年のほうが、たしかずっと高かったりしたので、結構な変動がございます。そのほかのものはそれほど大きくは変動をしていない中で、ペットボトルについては（－）になっているのは、これは容リ協、容器包装リサイクル協会というところに出しているんで、払うお金があったり戻ってくるお金があったり、ちょっとなかなか複雑なんで金額を出してないんですけども、このペットボトルなんかはやっぱりものすごく年によって単価が変わるというふうになっています。こんなことで見積り合わせをしながらやっているという状況でございます。

○２番（堀江清一） 了解しました。

○議長（中山五男） 了解しましたか。

そのほか、議員さんのほうから質問はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中山五男） では、質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論はなしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は１件ごとに行います。

認定第１号 令和５年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、認定第１号 令和５年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、認定第２号 令和５年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定

については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、認定第2号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第11 （発議第1号）南那須地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第11 （発議第1号）南那須地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、組合議会会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑はなしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。発議第1号 南那須地区広域行政事務組合議会の個人情報の

保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、発議第1号 南那須地区広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議員の派遣について

○議長（中山五男） 日程第12 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第120条の規定により、一般廃棄物の中間処理等に関する現地調査のため、令和6年11月14日から15日までの2日間、宮城県大崎地域広域行政事務組合に議員全員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり派遣することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。再開を1時40分からにいたします。

【休憩】（午後 1時30分）

【再開】（午後 1時40分）

◎日程第13 一般質問

○議長（中山五男） 再開いたします。

渋井議員から一般質問に関する参考資料を配付願いたいとの申出がありましたので、議員の方々と組合長、関係職員宛て配付させていただきましたので、ご了承願いたいと思いま

す。

日程第13 一般質問を行います。

一般質問の時間は、質問、答弁合わせて60分です。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、60分を超えた場合は制止いたしますので、ご了承願います。

では、通告に基づき、11番、渋井由放議員の発言を許可いたします。

11番、渋井由放議員。

〔 渋井由放議員 登壇 〕

○11番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。11番、渋井由放でございます。ただいま中山議長より発言のお許しをいただきました。一般質問通告書に従いまして、質問をさせていただきます。執行部におきましては、明確な答弁をお願いしたいと思います。

まず、1番目の質問に入ります。1番目の質問につきましては、建設省関東地方建設局常陸工事事務所長と南那須広域行政事務組合長が、昭和57年12月3日付で締結をした覚書がございます。これが議会に示されたわけでございますけれども、内容の確認ということで、内容は、南那須地区保健衛生センターし尿処理施設などを次回改築する場合は、他の敷地に移転するものとなっているということでございます。それ以外の施設があるかと思うんですが、し尿処理施設以外の施設についての同様の覚書があるのか。それについて伺うものがあります。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） まず、答弁に入る前に、過日のし尿処理計画の説明会に多くの議員にご出席いただいたこと、改めてお礼を申し上げます。このし尿処理基本計画は、その策定計画において、議員各位からの積極的な意見を数多くいただき、これを十分に参酌して策定したものであります。今年度は、下水道放流先建設候補地の選定、来年度は用地取得といった一般廃棄物処理施設整備の最大の難関とされる仕事をこの2年間で進めているところではありますが、この難関は議員各位の協力なしではクリアすることができません。今後とも、一方ならぬご協力、ご配慮を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

それでは、改めまして、現在の保健センターのし尿処理施設及びごみ処理施設に関する覚書についての質問にお答えいたします。ご案内のとおり、現在の本組合によるし尿処理施設及びごみ処理施設は、那須烏山市大桶444番に所在し、初代施設は、し尿処理施設が昭和40

年、ごみ処理施設が昭和46年に供用を開始しまして、現在の施設は昭和60年、平成2年供用開始の2代目施設であります。初代から数えて実に半世紀以上、大桶の地に所在をしております。

ご質問前段の2代目し尿処理施設の建築に関する覚書は、6月の本組合全員協議会で写しを配付したところ、し尿処理施設の建て替えに際して、昭和57年12月3日付で、当時の建設省関東地方建設局常陸工事事務所と本組合長の間で締結されたものであります。その内容は、建て替えるし尿処理施設の敷地は、将来河川区域になる。このし尿処理施設は、建築基準法の第51条ただし書の規定による暫定施設である。次回の建て替えの際は、ほかの敷地に移転する。というものでした。

この質問後段のし尿処理施設以外の施設について、同様の覚書が存在するかの回答ですが、本保健衛生センターに関しましては、し尿処理施設に関する覚書以外のものはございません。例えば平成2年に供用開始しました2代目ごみ処理施設は、覚書等を交わすことなく、昭和62年に建築基準法第51条ただし書としての建築確認許可がなされています。このいきさつですが、建築基準法第51条は、都市計画の区域において、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、または改築してはならないという廃棄物処理施設の新築・増築に都市施設としての位置決定が必要の原則を掲げ、同法第51条ただし書では、ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りではないという原則を例外的に解除する規定であると定めています。

合併前の旧烏山町は、昭和50年に烏山地区の一部を都市計画区域に指定していますから、2代目保健衛生センターのごみ処理施設、し尿処理施設の建築は、本来原則どおり都市計画法第4条の都市施設としての決定が望ましかったのだと思います。しかし、以前から那珂川流域では、治水等のために堤防整備の計画があり、また、し尿処理施設、ごみ処理施設の建て替えが急務だったこともあり、都市施設決定はできなかったのだと理解しています。

一方、栃木県内他市町を見ても、一般廃棄物処理施設は都市施設決定がされているようがあります。本組合における今後の一般廃棄物処理施設の整備・建築においては、原則に従い、都市施設決定の上、建築基準法第51条による建築を行いたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（中山五男） 11番、渋井委員。

○11番（渋井由放） ありがとうございました。

2 番にまいります。し尿処理及び浄化槽汚泥の処理計画についてを進めていきたいと思っています。令和 6 年 3 月に、し尿処理施設整備基本計画が策定されました。し尿及び浄化槽汚泥の処理施設は、下水道処理の方向で進んでいるところです。受入先は、現在、検討中であるとなっておりますが、各下水の処理場、場所を見ますと、ハザードマップによりますけれども、那須烏山市及び那珂川町の 4 か所、まず、小川の処理区、馬頭の処理区、これはどうも 5 m 以上、水が来るのではないかと思います。あと烏山処理区、これは野上ですが、これが 10m 以上の浸水が想定をされています。浸水しないのは南那須処理区かなと思いますけれども、今後、いろいろ検討するのに、ハザードマップを参考に検討をされているんであると思いますが、確認のために伺うものであります。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） し尿処理及び浄化槽汚泥の処理の計画についてお答えいたします。令和 4 年、5 年度で策定したし尿処理施設整備基本計画は、従前の施設整備基本構想を大きく見直し、汚泥再生処理センター整備に当たり、水処理方式は下水道放流方式、生物学的脱窒素処理方式、資源化方式は堆肥化方式としたものです。見直し、再検討に当たっては、議員各位からの積極的な意見を数多くいただき、十分に参酌させていただきました。今後ともご協力、ご配慮をお願いいたします。

ご質問は、下水道放流先建設候補地の選定状況についてだと思います。この選定作業は、圏域内の 4 下水道処理区域から下水道放流先を選定する下水道放流先において、汚泥再生処理センターの建設候補地を選定するというものであります。令和 6 年度中に選定を行い、令和 7 年度には用地交渉を行う運びとしております。短い期間で困難な仕事を進めるのですが、圏域住民や議員からは速やかな事業進捗が求められていますので、市、町、組合を挙げて精いっぱい努力を果たしていきたいと思っております。

選定の体制は、市、町、組合の代表者に外部有識者を加えた建設候補地選定委員会による検討が主体であり、7 月に第 1 回会議を開催いたしました。令和 6 年度中に 3 回程度の会議を開催し、下水道放流先建設候補地の案を私、組合長宛てに報告する運びとなっております。また、委員会の下部に市、町、組合による担当課打合せを開催し、建設候補地選定の調査研究、専門的な検討作業を進めています。選定のフローとしましては、まずは、担当課打合せによって放流先の下水処理場の選定及び建設候補地の調査・抽出の案を検討し、これを建設候補地選定委員会で検討するを繰り返し、やがて放流先建設候補地の総合評価・順位づけに

至るというものであります。

なお、建設候補地の抽出作業に当たっては、し尿処理施設基本計画を踏まえ、面積6,000平米、自然流下可能とするため、各下水処理区において、処理場又は本管から距離500m以内を目安とし、複数の建設可能地を挙げる作業を行っています。また、抽出条件として、特に自然環境への保全、土地利用の推進、防災面を踏まえることとして作業しております。

議員お尋ねのハザードマップを参考にするということは、水害、土砂災害を勘案するということと存じます。自然河川が多く、河川の氾濫頻度の高い氾濫による被災歴の多い本圏域としては、特に注意すべき事項だと認識しながら選定作業を進めております。

最後に、建設候補地の抽出作業の進捗状況ですが、市、町に調査を依頼しながら、担当課打合せを2回開催するなど努力をしておりますが、圏域内4下水処理区では、土地利用規制等、それぞれの特色があり、難しい作業、検討のさなかにあります。市、町、組合を挙げて引き続き精いっぱい努力を果たしてまいります。組合議員におかれましても、この状況に鑑み、特段のご配慮、ご支援をお願いしたいと思っております。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 議員が一生懸命、いろいろな方式を提案したというようなお話がありました。それで、我々の議員の仲間もそうなんですが、私もその中の1人だと思っております。それで、私と認識が違うところは、まず、補助金は、国土交通省の下水道のほうの事業を利用したらいいだろうと。下水道は、国土交通省の補助、これは2分の1出るというような、これ、正確に、我々も素人なんで、一生懸命調べているんですけども、そういうふうになるんです。ページ数で言うと、補助率の変遷というのがあって、3番、3ページと右下のほうに書いてあるんですが、補助事業にあっては2の1を基本として恒久化すると、このような平成5年度から適用するというようなものがございます。

それで、どんなものがその対象になるんだというようなのが、7ページに書いてあるんです。下水道エネルギー・イノベーション推進事業なんていうのがありまして、下水道の有する資源エネルギーの有効活用に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の経営改善及び地球温暖化防止に貢献する、こんなようなところ、そういう中に、右側に例が書いてあるんですけども、これはあくまでも例ですから、下水道汚泥と他のバイオマスを集約処理し、バイオガスをエネルギーとして云々というふうになっているんですが、我々が、肥料といいますか、そういうものをつくるというのは、この下水道を利用して、これはもう却下されて駄目なんだというんですが、生ごみを下水道汚泥とか、し尿処理汚泥

とか、そういうものと一緒に、肥料化まではいかないにしても、それに似たようなものをつくって、牛の敷きわらにしたらいだろうと。これは意見がもう全然違うので、話になりませんが、少なくとも下水道にくっつけるのであれば、別な省庁の3分の1の補助率じゃなくて、下水道関係、いわゆる国土交通省の2分の1の補助が使えるかどうか、これについてはしっかり検討していただけないかなと思うんです。

例えば20億円かかったと仮にします。20億円で、2分の1だと10億円が国から出ると。そうすると、3分の1だと6億6,666万円ですか。そうすると、その差額は相当なものになるという形になるのではないのかな。なおかつ、そのリノベーション事業で生ごみを有効に利用するような方法を取れば、焼却施設、いわゆる焼却炉というものの建設も行わなくてもいいのではないかなと思うんです。

それで、まず1番の覚書の話は聞いたんですが、し尿処理施設は次回、し尿処理施設は次回改築する場合はということですから、いろいろなほかの施設は覚書には入ってないとなるのかな、そうだというふうに今言っていたわけですね。少なくとも下水道の事業となりますと、広域行政がやるのではなくて、下水道、うちのほうで言えば上下水道課ですけれども、それが窓口になるのかなと思うんです。その辺のところは、どこでボタンの掛け違えをしたのか、我々はそういうふうに伝えてきたつもりなんです、それについて、うまく伝わらなかったというのも申し訳なかったなと思うんですが、再度これ、本当に、この下水道のできるのか、できないのかというようなところを照会してもらうことはできますでしょうか。どうでしょうか。

○議長（中山五男） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 施設整備室長でお答えします。

下水道、新し尿処理施設は、環境省の補助金を使って汚泥再生処理センターとして整備しようじゃないかということで先日、8月25日に住民の説明会を申し上げました。去年までかけて基本計画をつくりまして、再三にわたって検討してきた結果、やはり環境省の補助金がかろうというふうになったわけでございます。その途中途中で、下水道の国交省の補助金、何で使えないのかなというのを我々も確認しましたし、県にもやはり確認をいたしました。

ご存じのとおり、管内には4つの公共下水道があります。公共下水道の計画があって、処理区がある。処理区、計画区域、下水道処理計画区域が設定されていて、その中で環境整備がなされて、下水処理場が整備されているというふうなことになっています。下水道につい

ては、やはりそういう下水道区域を設定した上で施設整備をしていくということになります。こちらのし尿処理施設をその中に盛り込むというためには、今ほど申し上げたみたいな下水道の事業に関する計画、下水道の事業計画、さらに国交省の社会資本整備総合基本計画、こういった事業主体としての計画が3本必要になる。それに加えて、県のほうと話をした感じでは、県では、多分、令和元年から3年だったと思いますが、その間で下水道の広域化の計画をつくられております。その中に、やはり盛り込まれたものが広域化メニューに該当するんだと教えていただいております。

残念ながら、この県の広域化の計画の中には、この南那須地域のし尿処理を下水道の補助金を使ってやりますよ、下水道メニューでやりますということが書かれておりませんので、県の計画にも適合しない。そういったことから、市、町というか自治体、我々の計画にも不適合であり、県の計画にも不適合であり、これを適合させていくのには相当な時間もかかってしまうし、そもそもどこで整備するのかとか、いろいろな話も出てくる。そういったことごとを踏まえて、やはり急務である広域のし尿処理については、今までも進めてきた、環境省の補助金を使ってやるべきだろうというふうになったということでございますという結果でございます。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） いろいろ検討はしていただいたんですけども、なかなか合わないんだわというお話かなと思うんです。この前もちょっとお話をしましたが、生ごみもそこへ入れて堆肥化、肥料という肥料取締法ということだったんですが、堆肥化すると、生ごみの堆肥化と一緒にやればというような話をさせていただいたんです。

それについては、これもなかなか無理だろうというような話で、そうしますと、我々議員が言っていた、大本の堆肥化といいますか、それは、し尿と汚泥のものに対しての堆肥化だというふうになって、えらくお金がかかるという話なのかなと思うんです。

そこで、この前、川俣議員が言いましたけれども、ある程度そういうふうに行けるかどうかは別として検討してもらいたいと思うのは、まず、絞ったり、こうやったし溜関係を、那須烏山市で言えば栃木コンポストですかね、那珂川町で言えばピラミッドというところには、今も下水道汚泥を持って行って、そこで、こっちは完全に肥料化しているようですが、そうすると、そういう施設を造らないで、そこへ持っていけば簡単に済むということができるかどうか。いずれにしろ、それが堆肥になりますから、そんなようなこともちょっと検討に加えていただきたいと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（中山五男） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 堆肥化についても、やはり去年までの委員会の中で相当お話がありまして、まず、し尿処理施設を造るということでしたので、それに係る堆肥をどうしようかという話になりまして、どう考えてもやはり需要の確保が問題だというふうになって、大きな課題になって今も残っています。市民の方々もやはりものすごくこの需要については心配をされている。相当な意見の数が今も寄せられているという状況でございます。

それに加えて生ごみをやった場合にどうなんだろうかということを委員会でもお話をしたんですが、やはり生ごみを入れたときに、質がなかなか難しくなってしまう、一層難しくなってしまう。そうなってしまうと、できた堆肥が、ますます需要がなくなってしまうというふうなことをかなり委員の皆様、強くおっしゃられまして、これは生ごみを肥料化する、堆肥化するというのはやはり好ましくなかろうと。

加えて、地域の事情もございます。委員会でもお話があったんですが、この地域は大変自然が豊かでございます、多くの方々が自分のうちの畑とかに生ごみを埋めて、結局は堆肥、自然に還しているということを皆さんでやっていらっしゃいます。

さらに、市も町も、コンポスト事業、コンポスト、プラスチックの昔ながらコンポストに加えて、今は非常に人気が出ている電気式、特に乾燥型の電気式のものが、多分ヨーロッパで相当、家庭に導入されているそうですけれども、そういったものがありまして、それに対して補助をしている。そういったこともやっていますし、那珂川町の町中においては、生ごみの堆肥化もやっている。そういった生ごみの堆肥化の仕事は既に取り組んでいるという状況もあるので、それらを鑑み合わせると、わざわざ生ごみを別にお金をかけて収集をして、車の二酸化炭素を排出しながらそれを収集してということは非常に環境によろしくないだろうと。それらを鑑み合わせて、やはり生ごみについては、従来の生ごみ政策を続けるべきだろうというふうになりました。

以上でございます。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 今話したのは、考え方の違いがあるので、もう一度、し渣とかそういうようなものを肥料化する施設を造らないで、簡単に言うと、ピラミッドとか栃木コンポ

ストに外注をすればいいじゃないですかって、そういうことも考えられますかと。簡単に言うと、投入の前施設は、前の話ですね、20億円だと。肥料を作ったりなんかするのに40億円だと。こういうふうになって、そうかどうか知りませんよ、でも、40億円分を絞ったやつを出すというか、そういうふうにすれば20億円助かるのかなというような話なんです。

今まで言った生ごみの話は意見の相違だからいいんですけども、今度造る処理施設のダウンサイジングというか、そういうようなことはどうですかという話なんです。

○議長（中山五男） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 生ごみの処理は、基本計画においては、前にも、全協のときもお話ししましたが、基本計画の中にも処理フローがずっと書いてありますが、やはり生ごみは基本受け入れないということでもってつくっていったものでございます。あそこに生ごみを入れたときにどういうふうになっていくのかというのはちょっと分らないです。

○11番（渋谷由放） 生ごみは、まずはいいですよという話。

○議長（中山五男） 11番、渋谷議員。

○11番（渋谷由放） どうにも私の説明が分かりづらい。まず、し尿処理施設を造るにあたっての今現在の計画は、し尿処理施設で絞ったというんだか、除いたというんだか、し渣とかそういうようなものを肥料化するという計画で、まず、よろしいんでしょうか。

○議長（中山五男） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 基本計画をご覧になっていただければ分かりますとおり、堆肥化ですね、堆肥化をする。

○議長（中山五男） 11番、渋谷議員。

○11番（渋谷由放） そうすると、堆肥化をするということは、堆肥化する施設をそこにくっつけるということでよろしいですか。

○議長（中山五男） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 基本計画の73ページのところにも載せていますが、資源化の設備計画として堆肥化の設備計画が載っております。一応堆肥化で、堆肥の製品をするまでとなっております。

○議長（中山五男） 11番、渋井委員。

○11番（渋井由放） 堆肥化する設備というか、施設というか、それは造らないで、現実には堆肥化をしている会社があって、下水道で、汚泥をそこへ出しているという事実がまずあるというのが1つです。そういうところに絞ったものをそっくり任せるということができるのか、できないのかというような話なんですけれども。

○議長（中山五男） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 令和5年度までにつくった基本計画、委員会も何回も開催しましたし、その間、議員さんの皆さんからかなり意見をいただいた上で2年間かけて、一千数百万円かけてつくった計画ですが、これにおいて、ここまでの計画に仕立ててきた。じゃあそれを、堆肥化施設を、資源化設備のところを、堆肥化をきつとやめてということなんでしょうけれども、それができるのか。何年がかりかで検討すればできるのかもしれないんですが、そこは何とも、どのぐらいの時間がかかるのかは分からないです。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） ありとあらゆる考えを検討してもらいたいと思うんです。設備を導入するのにいくらかかるんだと。自分のところでやらなくても、外注をかければ簡単にできるといって、それももう設備が整っているから安いということになれば、面積が増えたりするわけじゃないんで、お金が増えたりというわけじゃないんで、やっぱりその辺は検討するべきではないか、私はそのように思います。できないならできないでいいです。それが、それぞれの考え方があって、人それぞれの思いがあってということでございますから、その

辺のところをしっかりと検討していただければというか、検討しないよということであれば、それはそれで執行権者じゃないんで、それはそれでいいんですけども、例えば40億円のもの20億円ですと仮にすれば、少し時間がかかろうが、そっちの方がいいのかなと私は考えております。

そんなことで、ここで堂々巡りをしてもしょうがないので、次、事業の継続計画、一般的にBCPと言われているものについて、1つずついきたいなと思います。

まず、消防の事業継続についてでございますけれども、那須烏山の消防署及び那珂川の消防署は浸水想定区域になっております。自らが被災し、庁舎や電気通信機器の使用不能など非常事態であっても、優先的に実施すべき業務、これがあることでございます。このようなときに的確に業務継続性が確保できるということが市民・町民の命と直結するものでありますので、指揮命令系統の明確化、業務対応の手順等や執務環境の確保など、どのようになっているのか伺うものであります。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） 議員ご質問の消防の業務継続性の確保について、従前から各種規定やマニュアル等の対応計画を整備して有事に備えておりますが、令和3年9月に業務継続計画を策定して各種対応、計画等の中心に位置づけ、運用しております。

内容につきましては、内閣府が平成28年に発出した大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引きに示す重要な6要素を網羅するとともに、被災想定、参集想定、消防応援、受援及び災害時に必要なその他の対応などにも触れ、改正を加えながら実効性を主眼に運用しております。

消防庁舎が浸水するおそれのある場合の消防拠点の移転については、各消防署の立地状況や行動内容に違いがあることから、各所属において具体的な計画を作成しており、本年6月には消防庁舎への浸水を想定した実動訓練をそれぞれの庁舎で行い、対応手順の確認や問題点を検証しました。

また、7月には那珂川町の町有施設の代替庁舎として活用させていただけるよう、那珂川町と町有施設の使用に関する協定を締結させていただいております。大災害時には住民の生命を大事にし、非常時優先業務を的確に遂行できるように備え、被害を最小限にとどめるよう努力しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（中山五男） 11番、渋井委員。

○11番(渋井由放) 消防の場合は、何かあったらどこに本部を、仮本部というんですか、そういうのを設けるんだ。通信機器とか、そういうものがしっかり対応ができるのかというところが問題なんです。それについては、那珂川町の旧消防庁舎でもあるのかなと思うんですが、私、そこへ行って見てきましたが、今のところ地域の地域おこし協力隊か何かの事務所になっていましたか、そんなようなところが一番いいのかなと聞きましたが、これ、案外、水はすぐ引くのかなと思うんです。水が引いて何が困るかという、多分、両消防庁舎とも浄化槽なのかなと思うんです。下水にはつながってなくて。そうすると、浄化槽の中に砂が入っちゃうんです。その辺の浄化槽の清掃というか、復旧というか、それが速やかに行われないと駄目なのかなと思っているんですが、その辺はしっかり計画に書かれてあるかどうか、その点についてはいかがですか。

○議長(中山五男) 消防総務課長。

○消防本部次長兼総務課長(加藤勇) 議員のご質問にお答えさせていただきます。

浄化槽、地震の場合にかなりずれて段差ができる、使えなくなるということは想定しております。水害の場合には砂が入るというご指摘がありました。内容に関しては、そこまで書かれていないんですけれども、トイレ、水道使う場合には、浄化槽の状態を必ず確認してから使うようにというような文言では書いてございます。

以上でございます。

○議長(中山五男) 11番、渋井議員。

○11番(渋井由放) 私、水が来たとき、いろいろ城東あたりを歩いたときに、何が問題だったかという、浄化槽に砂が入っちゃって使えないんだというようなことがありました。その辺のところも、浄化槽の清掃をすぐに頼んでいただいて、業務をしっかり行っていたければと思います。

続きまして、那須南病院のほうに行きたいと思います。これ、私、インターネットで見た限りなんで間違っているかもしれませんが、令和5年度の医療法施行規則の改正で、病院、診療所などの医療機関の管理者に、サイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じるということが義務化をされたというふうに載っておりました。

その必要な措置の中で、サイバー攻撃といいますか、今パソコンが動かなくなりますと何

にもできないというようなことがあるようでございますので、当然そのようなものは策定されていると思っておりますけれども、その点について伺いますのであります。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） 那須南病院では、厚生労働省より令和4年3月に通知された医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき、令和5年4月に、サイバー攻撃等を想定した事業継続計画を策定し、医療情報システムの管理者及び各システムの部門責任者を選任するなどして管理体制を構築しております。

内容ですが、大きく分けて4項目あります。1、サイバー攻撃に対する予防の徹底、2、サイバー攻撃の疑いを把握した場合、3、サイバー攻撃があった場合、4、サイバー攻撃からの復旧であります。計画の具体的な内容としては、サイバー攻撃があった場合の対応として、まず、医療情報に関する業務システムを停止し、院長及び各部門責任者による対策会議を招集し、他の情報機器及び医療への影響の調査等、被害の確認を行うこととしています。次に、情報漏えいの可能性の有無、被害拡大防止策等の検討を行います。必要に応じて厚生労働省個人情報保護委員会、警察のサイバー犯罪対策室に連絡、相談をすることとしております。予防策としては、職員に対し、私物のUSB等の機器の業務使用禁止、外部からの情報受領時はウイルスチェックを実施する、不審メールの添付ファイルを開封しないことを徹底させております。誤って不審メールを開封してしまった場合は、直ちにLANケーブルを外し、管理者へ連絡することとして対応しております。なお、院内のネットワークは、電子カルテや画像システム等の医療系ネットワークと事務処理を行う情報系ネットワークに分離して運用しており、医療系ネットワークに関しましては、不正アクセスにより診療業務が停止する事態が起こらないような対策をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） ありがとうございました。

とにかく今はパソコンが動かなければ何もできないというような状況で、つつい、でも引っかかっちゃうみたいなんです。つつい引っかかっちゃうと。これについては、消防も一般の衛生センター業務も全く同じことかなと思いますので、できれば、那須南病院のそういうものができれば、逆に、この広域に展開してもらったり、那珂川町や那須烏山市にも展

開してもらいながら、サイバー攻撃対応をしっかりとやっていただければと思います。

続いて、保健衛生センターの継続計画についてでございますけれども、保健衛生センターは、令和元年度、台風で浸水をいたしました。それに基づいた事業継続計画を作成していると考えておりますけれども、問題は、最悪、復旧まで、どのぐらいの時間を想定しているのか伺うものであります。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） 事業継続計画BCPについて質問にお答えいたします。

保健衛生センターの事業継続計画につきましては、現時点において未策定の状況であります。策定が遅れており、誠に申し訳ありません。保健衛生センターはご案内のとおり、令和元年、東日本台風によって、し尿処理施設の屋外施設設備の一部が浸水、ごみ処理施設は地下室に浸水し、燃焼施設設備や受入れ供給設備等に被害があり、これを教訓に、令和2年に保健衛生センターにおける洪水時の浸水防止等計画を策定しました。

この内容は、日頃の防災対策の準備から災害発生直後の対応までであり、これに基づき、現在まで洪水時の浸水防止対策は行っていますが、事業継続計画が重要視する被災後の業務遂行能力が低下した場合の非常時優先業務の継続再開開始のための優先順位、方法、手段は欠けている状態であります。事業継続計画は、本来、被災経験のある保健衛生センターにこそ必要ですので、今後早急に策定できるよう指導してまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

なお、もう1点、災害復旧までどのぐらいの時間を想定しているのかにつきましては、災害の規模や道路の状況、機器の状況、修理業者の手配など、想定が難しいところではございますが、他の一般廃棄物処理施設の想定を見る限り、応急的な復旧に1か月程度、本格的な処理ができるまでに3か月程度を想定している場合が多いようであります。本組合においても同程度であるものと想定しておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 先ほど、那須塩原市のごみを受け入れさせていただいて、百五十いくらというようなお金が入ったということでございます。うちのほうも、どこにって、那須塩原市というわけでは当然ないと思うんですが、そういうところをお願いをするんだと。そうしますと、大体3か月ぐらいのごみの量をもしかすると出さなきゃならないのではな

いのかとか、そういうのも含めて、例えば予算を組むにしても、そういうのがあったほうがいいのかと思うわけでございます。組合長もおっしゃったんですけれども、被災したところからやるというのが世の中の常識かなと思いますので、かといって対応のしようもないんだということもあるかもしれないんですが、その辺については、できるだけ早めをお願いをしたいなと思います。

それでは、続いて、最後になりますけれども、4番の那須南病院の電気代の節約についてということで、那須南病院は、リース事業によりＬＥＤライトに変更いたしました。当然、電気料が下がっているものではないかなと想定するわけでございますけれども、現実には下がっているのか、いないのか、投資効果というか、リースですから投資効果という言い方がいいかどうか分かりませんが、プラスになったか、ならないのかというところ、私、リースにしてちょうだいって言ってから５年ぐらいかかったのかなと思うんです。これが５年かかるんだから、さっきのごみのやつの変更なんか、とてもじゃないけれども終わらないねとは心の中で思っていますが、まず１つ１つ、今、那須南病院は、固定費の削減というものに関しては、１つ１つ細かくやっていかないとまずいのではないかなと代表監査委員もおっしゃっておりますので、まずこういうのを１つ１つチェックしていくというところからいきたいなと思うんですが、その辺について伺うものであります。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） 那須南病院照明器具のＬＥＤ化については、令和５年１０月６日に株式会社めぶきリースとＬＥＤ照明貸借契約を締結し、１２月までに院内２,９６０本の蛍光灯をＬＥＤに交換を済ませ、令和６年１月１日からの稼働をしています。ＬＥＤ化による効果ですが、導入前と比べて使用料は月平均で１万３,０００キロワット、率にしますと約９％減少しており、電気代も削減されていることになっております。

以上です。

○議長（中山五男） １１番、渋谷議員。

○１１番（渋谷由放） そうしますと、確実に減っているということなのかなと思うんです。これは、電気の使用料で簡単に見ることができるのかなと思います。

それで、電気料金というのは、みんなで共有をしなきゃいけないところがあるのではないかなと思うんです。まず、電気料金って使用料だけじゃなくて最大使用量というところがあっ

て、それから料金が決まってくるんだと、こういう、私の今の話が分かったかどうか分かりませんが、電気は常々、例えば100なら100使っているんだけど、1日だけ1万使っているとすれば、その1日最大を使ったものが基準に基本料金的なものが決まるというような理屈になっているのではないのかなと思うんですが、その点については、病院のほうではいかが考えていますか。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、電気料の単価というのは変わってきております。今回のリース契約にしているからの電気料金のほうなんです、大体、月平均しまして約32万6,000円の削減ができております。なお、LED化によりまして、リース料金が22万7,700円かかっておりますので、月でいきますと、差し引きまして9万8,300円、年間で言いますと約117万9,600円がLED化による実質削減額になるかと思えます。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 先ほど言ったの電気の使用量によって、最大使用量でもって、電気の基本料金というか料金が変わると。その点については間違いないですか、どうですか。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 間違いないと思います。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） そうしますと、LEDライトで電気の使用料は全体的に下がったということと、あと、この前、実は見せていただいたんですが、電気料が一番かかる月というのは、どうも8月だか7月だか、そこら辺だったと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 病院の場合、夏場が一番多いような結果となっております。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） そうしますと、多分それは、これは私が勝手に考えることですがけれども、夏場に多いということはどういうことかということ、夏場はエアコンをかけるのではないかと。エアコンをどんどんかけて、あそこはすこぶる日当たりがいいんです。すこぶる日当たりがよくて、3階、4階あたりに入院している人は、がんがん日当たりよくて、エアコンが全然効かないんだということで、エアコンがマックスにかかっているのではないのかなというふうに、これは私、そこへ入院していたわけじゃないんですが、入院していた人の話でございます。

そうすると、前に私、言ったんですけども、断熱効果を高めるような施策のもの、例えば一番は、簡単なのは、ガラスから熱が逃げる、ガラスから熱が入ってくると、こういうようなものを抑制するようなものを塗布するとか、もちろん体に有害じゃ駄目ですよ。これは前にも話をしましたがけれども、今、宇宙へ飛び出して行って、帰ってくると太陽の、太陽というか地球に来ると、地球の空気の摩擦熱で大概是燃え尽きちゃうんですが、そういうのに耐えられるようなものが実用化されているというようなことでございます。

○議長（中山五男） 渋井議員、質問時間が残り少なくなりましたので簡潔にお願いいたします。

○11番（渋井由放） ということは、そういうのをしっかりと情報を収集して、そういう対応をするべきだと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 議員のほうから何度か断熱シートのほうのご提案をいただいております。また、断熱シートまではいかなくても遮熱フィルムというのも今、売っているかと思います。ただ、病院のほう、全部の窓ですとか外壁に関して工事をするとなると、かなりの費用がかかるかと思います。病院に関しましては、今年度、施設整備の検討委員会も始まりましたので、今の施設においては、できる限り費用をかけたくないというのが正直

なところでは。緊急の修繕等でかなり、老朽化に伴いまして、いろいろな設備、あとは医療機器の修繕費用がかかってまいりますので、新たな費用というのは、今の施設ではかけたくないというのが正直なところでは。

○議長（中山五男） 11番渋谷議員。

○11番（渋谷由放） 確かに、新しいものをつくるんだよという計画があるのに、今さらそこにお金をかけてどうするんだというようなことがあるのではないのかなと思います。しかしながら、どういうふうな形で改修ができるんだというようなところの研究が必要ではないのかなと思っております。

あと、もう一つは、水道なんかも1つのエネルギーなんです。最近では、そういう水道の水の中に泡が入るような、省力化の水道の蛇口みたいなものもあつたり、医療で一生懸命やって当然いただいて稼ぐというのが1つあるんですが、あらゆる角度から経費の削減ということも一生懸命研究をしていただきたいなど。我々議員も、そういうものがあつた場合には、いろいろな提案をしていって、経費の節減及びエネルギーの節減を提案していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中山五男） 11番、渋谷由放議員の質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

本日は、川俣組合長をはじめ執行部の皆様方、代表監査委員、並びに議員の皆様方には大変ご苦勞さまでした。

これをもちまして、令和6年第3回南那須地区広域行政事務組合定例議会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

〔 午後2時42分閉会 〕